

○合志市中小企業者店舗等近代化融資金利子補給に関する規則

平成18年2月27日

規則第117号

(趣旨)

第1条 この規則は、中小企業者の店舗等設備の近代化を促進するため、中小企業者が必要とする設備資金の融資を受けた場合、その利子を補給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「中小企業者」とは、市内に在住し市内において引き続き3年以上営業する者であつて、常時使用する従業員の数が20人以下の個人又は法人をいう。

2 前項に規定する営業年数を満たさない場合、前職が同業種であれば前職の営業年数も加算するものとする。

3 この規則において「店舗等設備の近代化」とは、次に定めるものをいう。

(1) 店舗の新築、増築、改装（移転補償対象のものを除く。ただし、補償費を超えて新築した分については、この限りでない。）

(2) 個人又は共同による店舗客専用駐車場及び公害防止施設

(3) 業務に関する備品購入

(4) その他第8条の審査機関において必要と認めた施設等のうち、特に市長が認めたもの

(利子補給)

第3条 市は、店舗等設備の近代化を図るため、金融機関から融資を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内で利子補給をすることができる。

(利子補給金及び支給期間)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までに支払った利子（延滞利子を除く。）の額の5割以内とする。

2 前項のうち、店舗等設備の近代化を図るために市内中小事業者を利用した場合は、支払った利子の額の10割を利子補給金とする。

3 利子補給の期間は、利子補給の事由が発生した日から36箇月以内とする。

(金融機関)

第5条 この規則で定める金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 政府系金融機関
- (2) 肥後銀行
- (3) 熊本銀行
- (4) 熊本信用金庫
- (5) 熊本第一信用金庫
- (6) 熊本中央信用金庫
- (7) 熊本県信用組合

(融資限度額及び融資利率の限度)

第6条 この規則により利子補給の対象とする融資限度額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 個人又は会社の場合 7,000,000円
- (2) 協同組合の場合 10,000,000円

2 この規則により利子補給の対象とする融資利率の限度は、8パーセントとする。

(利子補給の申請及び実績報告)

第7条 利子補給を受けようとする者は、中小企業者店舗等近代化融資金利子補給交付申請及び実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、商工会を經由して市長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業者店舗等近代化事業計画書(様式第2号)
- (2) 融資証明書(様式第3号)
- (3) 合志市税納入状況調査承諾書(様式第4号)
- (4) その他必要な書類

(利子補給の決定及び確定並びに交付)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、次に定める者をもって構成する審査機関に図り、適当と認めたものについて利子補給の決定及び確定をする。

- (1) 総務部長
- (2) 産業振興部長
- (3) 商工会長

2 市長は、利子補給の決定及び確定をした申請人に対し中小企業者店舗等近代化融資金利子補

給交付決定及び確定通知書（様式第5号）によりその旨通知し、申請人が請求したときは、利子補給金を交付するものとする。

（商工会への委任及び経由）

第9条 申請人は、前2条に規定する申請及び請求又は決定並びに確定の通知及び利子補給金の受理について、商工会へ委任し、経由することができる。

2 商工会長は、第7条の申請書類を取りまとめの上、意見を付し、市長へ提出し、決定並びに確定の通知及び利子補給金の交付を受けたときは、遅滞なく申請人に連絡し、交付しなければならない。

（利子補給の検査）

第10条 市長は、利子補給を受けたものに対し、当該事業又は利子補給に関し必要な検査又は指示をすることができる。

（交付の取消し等）

第11条 市長は、利子補給を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、利子補給金の交付を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する検査を拒み、又は指示に従わないとき。
- (2) 事業完成の見込みがないとき。
- (3) その他この規則の趣旨に反するとき。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年2月27日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の合志町中小企業者店舗等近代化融資金利子補給に関する規則（平成3年合志町規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年規則第10号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月17日規則第4号）

（施行期日）

この規則は、平成23年2月17日から施行する。

附 則（平成23年3月7日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年2月8日から適用する。

附 則（平成24年3月1日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月20日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月10日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月18日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月4日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月9日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の合志市中小企業者店舗等近代化融資金利子補給に関する規則の規定は令和6年4月9日から適用する。